○横手市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年11月14日 条例第335号

改正 平成20年9月29日条例第38号

平成25年2月28日条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項 までの規定に基づき、横手市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部 として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、横手市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。) に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

- 第3条 政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額1万 円を交付する。
- 2 政務活動費は、年度交付予定額を一括で交付する。ただし、年度の途中において議員の任期 が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分 (その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は、交付しない。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の 増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

- 第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費 に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなけれ ばならない。
- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出 しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の 総額から当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控 除して残余がある場合は、当該残余に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。

(収支報告書の保存)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、 政務活動費の適正な運用を期すとともに使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則
 - この条例は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則(平成20年9月29日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第7 2号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から適用する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の横手市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による 改正前の横手市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費につい ては、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

-
内容
議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関
する経費
議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会
の参加に要する経費
議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴
取、住民相談等の活動に要する経費
議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議
員の参加に要する経費
議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
議員が行う活動に必要な事務に要する経費